

監査報告書

令和6年5月22日

社会福祉法人 猪名川町社会福祉協議会
会長 村山 興治 様

社会福祉法人 猪名川町社会福祉協議会

監事 家門 正幸



監事 鮫島 秀一



監査対象期間（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の事業報告及びその附属明細書（以下、「事業報告等」という。）、計算書類及びその附属明細書（「計算関係書類」という。）、財産目録、その他理事の職務の執行の監査について、次のとおり報告します。

1 監事監査の方法及びその内容

監事間の協議により、監査方針を定めた上で、各監事が分担して、必要な調査を行い、その結果を監事間で協議して、監査を実施しました。

具体的には、理事会その他の重要な会議に出席し、重要な決裁文書や報告書を閲覧し、当法人の理事等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、隨時説明を求めました。

2 監査の結果

（1）業務監査結果

- ①事業報告等は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）会計監査結果

- ①計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。
- ②会計監査報告の内容となっていない重要な後発事象は、特に認めない。今後、金融機関から3月31日現在の残高証明の発行を受け、決算資料として提示すること。